

鳥取県告示第801号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人あすなる会	美和あすなる居宅介護支援センター	鳥取市赤子田451	平成24年11月14日	平成24年12月1日
〃	鳥取湖南居宅介護支援センター	鳥取市松原253-1	〃	〃